

昭和二十五年二月二十七日(月曜日)午後一時四十四分開会

と、舟税、自転車税、金庫税その他命令で指定する税目（物件の取得に対す

本日の会議に付した事件

○地方税法の一部を改正する法律案
(衆議院送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。今日は地方税法の一部を改正する法律案の予備審査をお願いいたします。本法律案は衆議院の地方行政委員長提出のもの、でございまして、提出前に、去る金曜日に一応その内容を中島衆議院地方行政委員長から、この委員会におきまして説明を聴取いたしました。それで提案理由の説明は省くことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（岡本愛祐君）ではそういうふうに取り扱います。それではお手許にお廻ししてございます法律案につきましては逐條の説明を説明員から聴取いたします。

○衆議院法制局参事(荒井勇君) では
お手許にございます、地方税法の一部
を改正する法律案を逐條的に簡単に御
説明申し上げます。

第十條の第四項でございますが、これは全般的に物件の取得課税を廃止するということが要綱にございます点から、第十條の第四項中の「物件の取得に対するもの」という但し書は要らなないということでこれは除いたわけでございます。第十條の第四項と申します

と、舟税、自転車税、金庫税その他命令で指定する税目（物件の取得に対するものを除く）については、第二項の規定」と言いますと、これは納税義務が途中で試験期日後に消滅をしたという場合に、「その消滅した月まで月割をもつて地方税を賦課する」という、その「第二項の規定に拘らず試験後に納税義務が消滅した場合においても、既に交付した徴税令書又は徴税伝令書に記載した賦課額は、これを変更しない。」、こういう取得に対しては別にその取得自体について課するのでありますから、その後納税義務が消滅するということはあり得ないという意味で括弧書きはあつたわけでございますけれども、取得課税を全面的に廃止する建前から括弧書きの但し書は要らなくなつた。この意味の削除であります。

不動産を移転する場合における不動産の取得」二十三号「委託者から受託者に信託財産を移す場合」、「及び信託の受託者の更迭の場合における不動産の取得」、要するにこれらのものは分配の意味の不動産の移動ではない。ただ、一部消滅が行われるのであつて、経済的な取引ではないというような観点からこれは非課税ということに、課税除外ということになつておつたのでありますけれども、取得課税そのものを除くということから、わざわざこういふ除外規定を入れる必要がなくなつたという点で二十号から二十四号、これらを廃止したのであります。その二十四号の中の「住宅組合の事業及び住宅組合法による組合員の住宅又は用地の取得」というのがございますが、これは二段に分けて考えなくてはならない

いろいろな整理をされております。
次の第三十六條、これは特別徴収義務者の規定でございます。ここにおきまして、入場税は、都道府県税一本になるといふので入場税の附加税というものはいらないわけでございます。それから第四十四條は、証紙による税金の拂込という規定でございます。そこにおきまして同様に、入場税の附加税というものの規定が要らなくなりますので、この両條から入場税附加税という字句を削つたわけでございます。

それから第四十六條は道府県税の独立税、その税目がずつと並べてございますが、その第十六号を次のように改める、と言いますのは、不動産取得税でございます。

ましては百分の百五十、それから特殊の但書にございます点は百分の六十、こう相成つておつたわけでございます。これをシャッブ勧告でも認められました賦課率に改めるという意味におおきまして、一般のものの賦課率は「百分の百によりこれを課さなければならぬ。」それから次、後段の但書、「博覧会場、展覧会場、遊園地その他これらに類する場所に入場する者又は運動競技で学生、生徒若しくはその競技をなすことを業としない者の行つたものについて、観覧のため競技場に入場する者から料金を徴収する場合においては、賦課率は、百分の四十とする。」「こゝういふうに改めたわけでございます。

第十三條、これは入場税に附加税を
除く。これも入場税が、要綱にありま
す通り都道府県税一本に纏めるという
ことから、従来入場税についての附加
税というものがありませんでした。除

要素が含まれております。といひますのは、住宅組合事業というものは、他の公益法人等の事業のように附加税であるという点が第一点、第二点は住宅組合法による組合員の住宅又は用地の

の賦課率の変更でございます。入場税につきましては、従来税率といたしまして、「入場税は、賦課率百分の五十によりこれを課さなければならぬ。」
但し、展覧会場その他これに類する場

れは以下の自動車税、或いは電話税というものについても同様でございますが、所有に対する税と、それから取得に対する税と、その二段からできております。そのうち所有に対する税とい

いた、そういう意味の整理でございます。それから第十三條の第二十号から二十四号までの整理は、これも十三條の規定が課税除外に関する規定であります、取得に対する課税を廃止する、という意味から、例えば二十号以下、読んで見ますと、「相続に因る土地、家屋又は物件の取得」、二十一号、「法人の合併に因る土地、家屋又は物件の取得」、二十二号「保険業法により会社がその保険契約の全部の移転契約により

取得、これは附加税である。これが第二点、その二点から第二十四号が改正されております。今後不動産に対する取得課税を除くということになりますれば、後段の点は要らない、ただ前段の住宅組合というものはやはり公益法人的な性格を持つものであつて、その事業に対しては非課税の規定を残しておくということが必要であると考えられますので、第二十四号の中で住宅組合の事業を残して、後段を削つた。こう

所に入場する者又は運動競技で学生、生徒若しくはその競技をなすことを業としない者の行うものについて、観覧のため競技場に入場する者から料金を徴収する場合においては、賦課率は、百分の二十とする。」と、こうございますから、但し、これには市町村の入場税附加税というものが、本税の百分の二百というものが、百一條によりまして規定されておつたわけで、合計いたしますと、入場税は一般のものにつき

うものは、今回の改正では取上げていないので全般的に不動産その他の取得に対する税を三月一日から廃止するという趣旨から、それ〴〵の取得に対する納税義務者、並びに課税という規定を、八十三條、八十四條、それから八十六條、この三ヶ條で整理してわけであります。そのうちの八十四條は自動車、の取得に対する税、それから八十六條は電話の加入に対する税、それらの取得並びに取得に準ずるものに対する

課税という点を削除したわけでございます。

それから次の八十八條及び八十九條は、不動産取得税の納税義務者、並びに賦課率の規定でございます。不動産取得税を廃止するという建前から、この二條は不要となるといふ点から削除と改めたわけでありまして。

次の第九十二條は、漁業権税の規定でございます。これにつきましてもやはり漁業権の取得に対する税というものが、漁業権が、所有していること自体に対する税の外に、従来課けられておつたというので、漁業権自体に対する税というのとは当面のところとしては残して、ただ取得に対する税を、やはり取得税を廃止するという一環として削除したわけでありまして。

それから第九十九條は、市町村税の中の道府県税の附加税の税目の規定であります。その第六号削除と言いますのは、入場税附加税の規定でありますから、これは入場税が道府県税一本になるといふ点で不要でありますから、削除した。それから第十五号、これは不動産取得税の附加税であります。これも不動産取得税そのものを廃止するという建前からこの附加税も削除したわけでございます。

次に第一百一十條、これは道府県税の附加税の賦課率で、入場税の附加税に対する賦課率、これを百分の二百といふふうに改めておりましたものが、まあ前述しました入場税の税率に対する規定、道府県税一本とするという点から削除したわけでございます。並びに不動産取得税に対する附加税が、従来不動産の価格の……、本税の百分の百といふものを、これも附加税の賦課率、

課税率というものが不要となつたので削除したわけでありまして。

それから次の第八十八條は、舟税の規定、それから第九十條が自動車税、それから百十條が荷車税、百十一條が金庫税、これは先程の船舶税、自動車税等の例と同じく所有に対する税と取得に対する税、二本建てでございますが、そのうちの取得に対する税というものを削除する内容を持つものであります。

次の第十六條は、市町村の独立税として第三百三條の規定によりまして、道府県において、本来道府県の独立税として取るべきものを府県が課さないといふものがあるときは、市町村は、その独立税として、その税を課することができ。その場合の賦課率はどういふふうにするかということがこの百十六條の規定であります。そこにおいて従来若し道府県が入場税を取らないという場合には、市町村が入場税の税率百分の五十に対する三倍即ち百分の百五十、十五割といふものを取るという規定があつたわけでありましてけれども、入場税が道府県一本になるといふ点から、市町村が若し道府県が課さない場合三倍取るというような規定は、今後税目を団体毎に細分する、明確に分けるという趣旨から全然不要となるというふうに認められますので、これを削りまして、入場税を除くといふふうにしたわけでありまして。

次の百二十二條の第一項、第七号と言いますのは、地方団体の報告義務の中で、入場税附加税の賦課率を制限したときは、当該地方団体がその旨を内閣総理大臣に報告しなければならぬ、こうありますが、入場税附加税といふものが廃止された以上、この報告

の規定を要らないという意味で削除したわけでありまして。

次の百二十條の二、これは犯罪取締の規定であります。その第六項の入場税の附加税に関する犯罪事件といふものは、間接国税に関するその他の税と共に、入場税の附加税に関する犯罪事件といふものの取扱規定でございますが、入場税は本税だけで附加税といふものはありませんから、所要の入場税の附加税といふものを削る意味の修正を加えたわけでありまして。

それから百二十七條は、東京都及び特別市税の規定でありまして、この場合やはり東京都の特別区の存する区域といふものについては、市町村の附加税に相当する部分を徴収しないで、東京都が入場税にあつては三倍の額を一括して取るという規定であつたわけでありまして。この点も東京都が一本で取るというのは都道府県税を一本に改めるという趣旨から当然のことであつて、入場税にあつては三倍の賦課率で取るという規定が残つておれば、百分の百の三倍の百分の三百取られてしまふといふことになるので、「入場税にあつては三倍」といふのを削除しまして、「その他の税にあつてはそれ」二倍に相当する率を定めたものとする」といふのは、普通の附加税は百分の百であるのに、その百分の百であるものについては、東京都が一括徴収する場合三倍取る。それによつて百分の二百になるという規定でございますが、これに「その他の税」といふのに入場税が含まれるといふふうに解釈されてはならないといふ意味から「入場税を除く」といふ括弧書きを加えたわけでありまして。

次の百三十四條の二、これは入場税附加税の賦課率の特別制限という規定であります。入場税附加税といふものはなくなる点から、この規定は不要に帰するといふ意味で削つたわけでありまして。

それから附則に移りますが、第一項「この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年三月一日から適用する。」といふふうにしたのは、税法関係の法律については、施行をいつから適用するかという点を、厳格に精密に分けてはつきり規定した方がよいといふ点から施行と適用といふものを二つに分けたといふ点と、適用を三月一日からの入場税についてしたいといふ点がはつきり表明されておりますので、この法案審議に當りまして、これにマッチしてやつて頂きたいという意味も含まれておるかと思ひますが、この入場税の税率の軽減、或いは取得に対する税廃止といふものを、三月一日からやるのだといふ要綱案によつて、こういう施行の規定を置いたわけでありまして。

それから第二項は法案の改正の際考へられる経過規定でありまして、公布の日或いは施行の日以前の税について、まだ取らないものがあるとか、いろいろの問題については、まだ従前の例によるのだといふ点を明らかにしたわけでありまして。

それから第三項は、これも罰則の伴う法律について一部改正した場合、施行前の行為に対する罰則はどうするかという問題は、尚従前の例によるのだといふ点を明らかにしたわけでありまして。

それから第四項と第五項は関係法律

の整理であります。所得税及び地方税による不動産取得税を課さない。郵便貯金或いは当せん金附証票についてそういう規定がありますものを、地方税法にすてに不動産取得税といふものがなくなるという意味から、これらの規定は不要に帰するといふふうで考えられますので、これを削除したわけでありまして。

以上簡単であります。御説明申上げた次第であります。

○委員長(岡本愛祐君) 只今の説明につきまして御質疑をお願いいたします。

○西郷吉之助君 今の説明を伺ひまして細かい点なんです。第十三條の改正の点ですが、その終りの方に「第二十号から第二十四号までを次のように改める。二十から二十三まで削除。二十四住宅組合の事業」この点なんです。これを見ると片方の方は号が入つていて、こつちの二十から二十四号までの号はこつちないのだから、その号と一緒に削除してしまふといふのと、それから法律案に号が付いておらんから、二十号から二十四号までという号は要らないのではないか、それも削除する必要がある。従つて二十から二十三まで削除するようにする。その次に二十四住宅組合の事業と書いてあるが、御説明だと二十四の住宅組合の事業は残す、これは次の行にないのだから、二十四ではなく二十になる、こう思ふのです。

○衆議院法制局参事(荒井勇君) 御説明いたします。それは法制技術の点でございますが、各号に挙げる場合、別に第何号といふのは入れないという点は御説明の通りであります。ただ本文

に引用する場合、第何條中何号中何々を改正するというふうに、本来の法律文案には第何号というところは書いてなくとも、本文で引用する場合には第何号というふうに取扱つております。それから二十四号の住宅組合というものが一つ残るならば、これを第二十号に入れたらどうかというお話でございまして、確かにそれも一つの方法であるというふうに考えます。ただ今度の改正は暫定的な一部改正でありまして、全面的な改正もあるであろうという点と、それから中間の條文なり、或いは何号というものを削除しました場合、若し他の法案の中に引用されている点があるという場合、その引用箇所を全部訂正しなければならぬという点が伴いますので、急いで作つた關係上削除する点は削除するので残す、こういう方法もありますので、取敢えずこの方法でやつたわけであります。恒久的な整理といたしましては、削除といたうような点を除きまして、全部整理された方が望ましいというふうに考えます。

○農村軍次君 この問題は前回にお聞きになつたかと思いますが、三月一日からとなりまして、財政上どう影響するかということ、つまり市町村財政及び府県財政にどう影響するかということと、それからもう一つは財務當局の方でこの改正については趣旨は御賛成であると思いますが、條文中に或いはその他細かい点について尙不釣合の点等があるかないか、或いはこういうものはこういうふうに入れるべきであるというふうな、御意見があるかどうかということについて念の為に伺つておきます。

○政府委員(萩田保君) 先ず収入の点でございしますが、これは御承知のように三月からの入場税は、二十五年度的の収入になります。従いまして二十五年度におきましては入場税はすでに引下げたもの、而もそれは道府県に移つたものとして計算しておりますので、財政上困るようなことはございませぬ。こういう趣旨で我々が立案しております地方税法の全面的改正にも、こういう点につきましては三月から実施するといふような考えでやつておつたのです。條文の問題につきましては、拜見いたしましたところ、別に部分的に支障のあるような点はございせん。

○西郷吉之助君 今の説明に関連しますが、入場税の課率の変更によつて、入場税を引下げることはいわゆる非常に賛成ですが、どのくらいに引下げたかというところと三十億程度にやないかと思うのですが、それに対する対策はどうであるか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(萩田保君) 只今申しましたように二十五年度の収入でございしますから、大体これは引下げたものと初めから見ておりますから、別に二十五年度に對しまして予定のいわゆる千九百億という数字に對しましては、このために穴があくようなことはございせん。ただ引下げのためにどれだけ税金が減るかという点でございしますが、大体一月十五億足らずのまあ十三、四億くらいだと思ひますが、それが三分の一の軽減になるわけでありまして、そのうち大体半分くらいは、そのための入場税が或る程度自然増収があるといふような点でカバーできるとい

うように計算しておりますから、實質一月二三億くらいだと思ひます。

○委員(岡本愛祐君) 外に御質問ございせんか。尙お尋ねしておきますか……

○鈴木直人君 只今の御説明についての質問ですが、或いは入場税全体についてですか。

○委員(岡本愛祐君) 只今は衆議院提出の法律案の各條の審議をしておるのです。それに関連して全体の御質問になつてもよろしいやうにございします。

お尋ねしておきますが、そうすると二十四年度の入場税及び入場税附加税の収入見込というのは百六十億でした。それが二十五年度は入場税はこのままで行きますと、都道府県の収入は幾らになるのですか。

○政府委員(萩田保君) 百三十億でございします。

○鈴木直人君 入場税が百分の百五十の場合においては、相当の税収入が五つて、その税を映画館等においては映画館が徴収して、そうして一箇月の間それを納めるまでに相当ゆとりがある。従つて一箇月の間相当の金融もできたであつたらうと思ひますが、今度は税が非常に少くなり、その間にける業者の何と言ひますか、金融のゆとりというものが非常に少くなつて、業者においては相当なり窮屈になりはしないかと想像するのですが、事實についてはそういう話を直接には聞いておりませんけれども、そんなふうなことで業界から何らかの対策について陳情なんかを受けた例がございしますか。

○政府委員(萩田保君) おつしやいましたようなことは、實際問題として起

ると思ひますが、業界の方からそのために課率の引下げがどうのこうのといふようなことは全然聞いておりません。むしろそういうふうなことになるまして、多少でも税が安くなりまして營業が仕易くなれば、そのための金利くらいは大したものではないかと考えておるのじやないかと想像しております。

○委員(岡本愛祐君) 衆議院の法制局の方に尋ねますが、この七十六條の但書きに「博覽会場、展覽会場、遊園地その他これらに類する場所に入場する者」として、新たに博覽会場、遊園地を加えたのはどういふ理由であるか。又、博覽会場は分つておりますが、遊園地といふのはどういふところを指しておるのか。どういふ範圍を指しておるのか。それが一つ。

もう一つは、博覽会場なんかを加えますと、博覽会はこの春から諸所で行なわれますが、その前売券をもうすので三月一日までに方々で発売しておつて、そのときに収入になつてしまつておるのですが、そのときは十五割の税を取つておる。今度は三月一日以後においては四割になるのですが、その十五割の税を原案においてはどうするつもりであつたのか。それから十五割の税を取つてしまつて、それは都道府県側と市町村側とどういふふうに分けるつもりであつたのか。

それからどうせ三月以降又四月以降に本場に博覽会が行なわれて、そこで入場といふことが起つて来るのです。そのときは、入場税といふものはすでに四割に下つておる。そうするとその入場券を買つた人は、あなた方衆議院の側の考え方としては、十五割と

四割の差額の請求権を持つておると考へておつたのかどうか。そういう点について説明して頂きたいと思ひます。

○衆議院法制局参事(荒井勇君) 第一点の、博覽会場とそれから遊園地といふものを加えられたのは、これはどういふ趣旨であつたかというお尋ねでございしましたが、衆議院の地方行政委員長から示されました案に從ひまして、法制局としては事務的に賛成したといふので、ただ考えますことは、従来の展覽会場その他これに類する場所といふ規定の仕方は、非常にあいまいな漠たる規定であるといふので、もう少し例示的なものを加えて、よりはつきりするやうにしたいといふ程度のものであるといふふうに考へております。

それから後段の点は、率直に申し上げまして、その点まで考へておらなかつたわけなんです。ところが、こういう途中で税率の変更があつたといふ場合の取扱ひにつきましては、自治庁の方からでも御説明を、實際の取扱ひをどうするかという点を伺つて頂きたいと思ひます。

○委員(岡本愛祐君) 只今私が衆議院側に質問いたしましたことについて、地方自治庁側はどう考へておられるか、御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 今の入場税の税率が途中で下りました場合に對しては、前売りの關係の切符を持つております者の現実に入場した時期が三月一日以降でございしますならば、入場の事實に對する税でございしますから、余計に取りました分は、當然これは還付しなければならぬと思ひます。若しその点について法律に特に経

過規定を設けないといったしますなら
ば、これはやはり一般の規定によりま
して、過納の税金の還付という措置を
取ることにするのだらうと思ひます。若
しこの点に何等か過納の規定を置く
ということであれば、その方が親切で
あるうらうらうに考へております。

○委員長(岡本愛祐君) 尚、前売りに
よりまして十五割の税を徴収したその
収入はどういうふうになつております
か、経過規定がなければ……

○政府委員(鈴木俊一君) それは過納
の税金として特別徴収義務者が徴収し
ましたものは、やはり現にそのま
ま納入さるべきものでありまして、県
といたしましては、その過納の部分は
当然これを還付しなければならぬ、
還付のために何らかの條例等によりま
してその還付手続等を規定すべきであ
らうと考へておるわけでありませう。

○委員長(岡本愛祐君) 衆議院の、こ
のままで修正が若しなかつたとすれ
ば、前売券についての十五割の税は、
都道府県が一、市町村二の割合で、都
道府県と市町村の収入になるものであ
りますか。

○政府委員(鈴木俊一君) その点はそ
れぞれ持分によりまして、特別徴収義
務者から府県に納むべきものがあつ
て、市町村の納めるべきものはそれぞ
れ区分けをいたしまして納入すべきで
ありまして、過納になりましてした部分
は、それ〴〵都道府県、市町村から入
場者に対して還付させるといふ何らか
の規程を設けない以上は、当然取らな
ければならぬ措置になるのだらうと思
ひます。

○委員長(岡本愛祐君) この点につい
て御質問ございませうか……。遊園地
というのはいくつものを言うつもりで
すか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは関係
方面と私共折衝いたしております際
にいろいろ話合も出ております。この
法案の問題としてではなく、目下政府
で考へております法案の問題としての
場合のことでございますが、大体児童
の遊園地ということを中心にして考へ
て、そういうような場所、従つて豊島
園でありますとか、或いは都内にあり
ますところの遊園地というふうな……

遊園地というのとちよつと語弊がありま
すが、そういうものが入ります。
○西郷吉之助君 今のあれに關連しま
すが、遊園地という今の意味はなかな
かデリケートですが、遊園地、公園、
遊戯場というふうなものゝの差ですね、
これはなか〴〵……遊園地その他これ
らに類する場所というものを包含する
のか、どういふふうになりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 私共衆議院
の方の御立案の趣旨がどういふ趣旨が
守じませんが、同様の言葉を今政府案
のなかに用意いたしておりますが、そ
の考へ方といたしましては児童の遊園
のための地域、こういうふうに考へて
おります。

○委員長(岡本愛祐君) 何故こうい
う設置をして置くかといふと、遊園地
やはり興行をやつておる、芝居をやつ
たり、映画をやつたりするといふこと
がある。で映画、又は芝居としての入
場料……、遊園地としての入場料を徴
收して、そうして自由に中を見せると
いふのが出て来るかも知れない。そう
いふものを予定しておるかどうかとい
うわけで設置しております。

○政府委員(鈴木俊一君) やはり純粋
の児童の遊園地であり、そういうよう
なものが、混つておるものゝなかに
こに言う遊園地というもののなかには
入らないといふふうに考へておりま
す。

○島村軍次君 只今政府委員のお話
によると、児童のためといふことで説明
されたようですが、衆議院の立案趣旨
もそう解していいかどうか、解釈上は
一致しておるかどうかといふことを念
のために伺つて置きます。

○衆議院法制局参事(荒井勇君) 遊園
地につきましては、現行法の第七十五
條の入場料の納税義務者を決めました
規程の中に、「競馬場、展覽会場、遊
園地その他これらに類する場所」と
ここで「遊園地その他これらに類する
場所」といふので現行法に規程が設け
られておる。ただ賦課率を規定した第
七十六條には、展覽会場その他これ
らに類する場所として、明細に列挙す
るのを避けてある。そういうふうな関
係でございます。衆議院の法制局とし
て立案したときには、その七十五條
の遊園地という現行法の意味に変更を
加えるといふような意圖はなかつたわ
けでございます。

○島村軍次君 そうですね、政府
御当局の御答弁の通りに、児童のため
の遊園地といふことにはつきり解釈し
ていいか、念のために伺ひます。

○衆議院法制局参事(荒井勇君) その
点は自治庁の方の現に取扱つておられ
る点と同じ考へでありまして、これ
を変更する意圖では毛頭ございませ
ん。

○岩木哲夫君 私は新米で分りませ
んが、今初めて出たんですが、遊園地
といふのは児童の遊園地であるの
が、親なり父兄なりがついて行か
なければならぬ、そうすると児童が
入る

場料の概ね倍といつたようなものが親
なり父兄なりの入場料であります。目
的は児童の遊園地でありまして、親も父
兄も一緒に楽しめる、又一緒について
入らんらん、子供の遊び場もある
が、親も十分エンジョイするところが
ある、こういう場合には、先ず親の
入場料が二十円で子供が十円だとい
つたようなものについてはどういふ工合
にするのですか。これは関西に非常に
遊園地がある、宝塚のごときは御案内
の通りであります。

○西郷吉之助君 今に關連して、今
の説明があつたけれども、今岩木委員
が言われた通り、遊園地の入場料とい
うものは大人幾ら、子供幾らというふ
うに分けてあるのがむしろ原則のよう
に思ひますね。それに対しての解釈を
伺ひたいのです。

○政府委員(鈴木俊一君) お話のよう
に大人と子供との入場料は、遊園地の
場合におきまして分れておるものが多
いと思ひます。その場合にも併し入場
料の税率はそれに同じ税率を課すると
いふのが入場税になると思ひます。そ
れから向その中で興行用のためのい
ろいろ映画館があつたりいたしてあり
ますが、そういうようなものについて
て、一般の興行のものと同じようなも
のでありますならば、これは普通と
やはり同じようになると思ひます。

○岩木哲夫君 ちよつと分つたやうな
分らんやうな点であります。親が
概ね遊ばれるやうな遊園地があるの
ですね。子供も一緒に遊んで楽しむ
といふので……、今政府委員のおつし
やるのは、子供を目的とした遊園地だ
といつておられるのですが、親がずい
分楽しめる遊園地が非常に沢山あると

思ひますが、そうするとそれはどう
なるんですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 親が親とし
て楽しむ、やはり子供が楽しむが故に
その親が楽しむという遊園地であつ
て、親が大人として楽しむというや
うな遊園地はこれは全然別だと思ひま
す。

○岩木哲夫君 そうするとここで税率
を課した遊園地というのとは一体全体ど
ういう意味合でありますか。

○政府委員(鈴木俊一君) それは今の
豊島園とか、いろいろメリーゴーラン
ドがございまして、豆汽車がござい
ますとかいふやうないわゆる遊園地で
ございまして、特に子供を我々やまし
く申しますのは、普通の総合的な娯
楽施設を設けて一種の遊園地のような
好をしておりますものは、これは何ら
一般の入場税率と區別する理由はござ
いませぬので、そういうものを除く
と、こういう氣持であります。

○岩木哲夫君 そうすると具体的に、
宝塚の遊園地は御案内かどうか知りま
せんが、あれはどういふ項目に入りま
すか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは具体
的問題として更に事実について見ま
せんとはつきり申し上げられませんが、
多くは中に映画場があり、その他舞
場があり、それはそれ〴〵やはり單
なる児童の遊ぶためのものよりも、一
つの興業であらうと思ひますので、そ
ういふものにつきましては、別々の、
そこへ入場の際に入場料を、一般の
入る者についても課せなければならぬ
といふふうに考へております。

○岩木哲夫君 遊園地だといふのは、
法律にいつから出て来たか知りませ
ん

が、そういうややこしいものをするのだつたら、子供の遊戯場とか、児童の何とかという前書きをつけた方がはつきりするのじやないか、今の御説明で半分分つたような分らないような……。

○政府委員(萩田保君) 若し、そういう事項につきまして不明確な点があるようでごいしましたら、そういう限定した断りがありましたら差支えないと思います。

○林屋龍次郎君 政府委員にお尋ねするのですが、第七十五條を立案なさつたときの遊園地の精神はどこにあるのですか、それさえ聞けば一番解決がつくのですが、子供のためじやなかろうと思ふのですが……、宝塚の遊園地は具体的にどうなるのですか。

○政府委員(萩田保君) この場合これは課率に違ひがございませんから、全部引括しての用語であります。

○林屋龍次郎君 そうすると衆議院提出は、引括しての遊園地であるという解釈に受取れるのじやありませんか。

○衆議院法制局参事(荒井勇君) この遊園地につきまして、地方税法が制定されましたとき、どういう考え方であつたという点、まだ詳しく検討しておりませんが、ここに列挙してあります舞踏場、麻雀場、ゴルフ場、撞球場といったようなものは、必ずしも子供のものについてだけ低い税率だ、大人のものについて高い税率を適用するという考えではないというふうに思ひますので、別に大人が入る遊園地であ

ろうと、子供が入る遊園地であらうと、これは舞踏、麻雀、撞球というようなものは、制定当時同百分の二十の低い税率であつたという点から、全般引括しての低い税率に一定して差支えないのじやないかというふうに、今度の一部改正案の提案者としては考えております。

○西郷吉之助君 質疑が前後しますが、さつきの経過規程の問題であります、衆議院の案には経過規程がありませんが、さつきの政府委員の答弁では、経過規程があると親切であるけれども、ない場合には、何か一般の方式によつてやるというようにことを伺いましたけれども、経過規程がないと、非常にその解釈がデリケートになる、或いは逃げ込むことが可能じやないかと思ふのですが、何か経過規程は、こういうことによつて、第何條によつて、というふうな場合がありますからどうか、その点を重大な点ですから念を押して置きたいと思ひます。

○衆議院法制局参事(荒井勇君) 税の一般原則と申しますか、入場税の規定についても同様だと思ふのですが、やはり課税対象になる事実が発生したというものを抑えて徴税するというのが徴税或いは税法関係の一般原則であるというふうな考えです。従つて三月以降に入場したという事実が発生するものに對して、前売りがなされておるというふうな場合、課税事実が発生するそのときの税率に従つて取るという一般原則になるというふうな考えです。でもまあ特別の経過規程が、さういつた前売りした場合についてはどうかという点まで設ければ、尙おつしやい

ました通り親切であつたかと思ひますが、全国での事例がどの程度あるうか、それほど非常にその解決に紛争を来すような沢山の事例があるといううではないというふうな考えです。と、それから外の国税の改正のような場合には、事実上の取扱い、運用方針というもので解決されておるよう、国税法の改正あたりを解釈いたしまして見取つたというふうな点から、二三のところにおいてはさういつた問題もあるかと思ひますが、それは賢明なる税法の一般原則というものに從つて然るべく取扱われれば、さうさして差支えはないのじやないかと思ひます。これを要しますのに、課税事実が発生したときに税法が適用になるということが税法の一般原則であるという考え方であり

○西郷吉之助君 今様々御説明がありましたが、どうも私はつきりしないと思ふのですが、税の一般原則、これは常識解釈であるということとはこれは別問題ですが、二三に止らず今の御説明に止らず、例えば博覧会のごときのもでも三月以後に開場するのだから、もう現に盛んに入場券を前売りしておる、さういふのが二三どころか非常にあると思ふのです。何れも博覧会に限らず音楽会の前売りにしても沢山ある。広告や新聞を御覧になれば何時何日にやることが事実出ている。それは実際に三月以後に入場する、さうすると一つのものに對して二つの法律を適用して多めのものと小さいものができますが、経過規程がないからこれは議論の分れるところだと思ふのであります。法律論にしてもなか／＼それは今言われた通り、税の一般原則とただ言うけれども、金の問題ですから使つてしまえばそれきりになつてしまふし、何かそこに明確なる法文を必要と思ふのです。が、税の一般原則と委員会では言うけれども、実際の具体的な問題については現に改正前にやつておるの、もうその金を使つてしまふと思ふのです。が、たださういふ漠然たる抽象論でなく、税の一般原則とは何を指すのかそれを指摘して欲しい。

○委員長(岡本愛祐君) これに対する答弁はそれじやあとよく研究してその上のことにして、それで尙中島委員が見えなかつたから伺つて置きたいのですが、お出になつて前にこの七十五條の改正案における遊園地というのはどういうことを言うのだからというところが問題になつております。そこで政府側の答弁としては映画、演劇、観物を催す場所、それは遊園地ではないのだということなんです。まあさうでなければならぬらうとは思ふのですが、衆議院の方の立法趣旨はどこにあるのか、中島委員長から御説明願つて置きたいと思ひます。

○衆議院議員(中島守利君) 遊園地と私共常識的に考えておることでありまして、只今政府委員から答弁されましたように、映画であるとか、或いはその内部に、いわゆる遊園地は百分の四十でありまして、それ以上の入場料を拂わなければならぬという設備のあるものは遊園地と除外するべきものだと思います。遊園地と称するのは俗に申せば運動場の大きなものであると私も考えております。

○委員長(岡本愛祐君) 先程七十五條が林屋君から問題になつたのですが、

私の解釈としては、ここに並べて書いてありますように、演劇、映画若しくは観物を催す場所、競馬場、展覽会場、遊園地その他これらに類する場所への入場、又は舞踏場、麻雀、たまつき場、ゴルフ場、スケート場、つりばり、貸船場その他これらに類する場所、さういふふうに書分けてあるのですから、若し博覧会場でも又遊園地でも、その他この演劇、映画、観物を催しておる場所であるとするならば、それはその方の規定が適用せられるのである。さうしてさういふものを含まない遊園地である、さういふように七十五條からでもとれると思ふのです。が、今中島委員長から御答弁があつたように思ふのですが、さういふのでいいのですか。

○岩本哲夫君 ちよつと疑義があるものであります、今衆議院の委員長が言われる点について私分らないのです。が、衆議院の委員長が言われるのは運動場みたいなところで、その地域の中に映画場だとか、演芸場だとかいふたようなもの、又更にそれ以上の料金を拂うような施設、催しものがあるようなものを含んだものは遊園地としな

い、ただ運動競技場だとか、子供の砂遊び場だとかいふたようなものに類するものが遊園地であるというふうな解釈に拜聴したのですが、さういふことは、砂遊び場もあればらんこもあるけれども、中にはその中に更に入場料を又拂つて、映画場もあれば、又更に入場料を拂つて別の催しもあるということ、で、そのような映画場、演芸場に入場場合に更に又入場料を拂うのであります。地域としてはそれらを包攝した

一つのサークルの中にあるといったようなもの、そういうものは遊園地でないといふようなことになりまして、元来通常の遊園地と称するものは、私の申上げたのが概ね遊園地の実体であります。そうするとこれらのどういうものが遊園地の取扱をなさるのであるか、ちよつとその点伺つて置きます。

○衆議院議員(中島守利君) 只今のお話の点は、その中に設備がありまして、その中に映画だとか或いは演劇なり、その他の設備がありまして、それが特殊の入場料を拂つて入りますれば、そのものを包括されたものでも私は遊園地と称しても差支えないと思ひます。その辺は適当に処理できるのではないかと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) それではちよつと速記を止めまして懇談会に移ります。

午後二時四十五分懇談会に移る

午後三時二十二分懇談会終る

○委員長(岡本愛祐君) それでは懇談会を閉じまして會議を再開いたします。

先程問題になりました遊園地の定義をもう一度地方自治庁側から御説明を願つて置きます。

○政府委員(鈴木俊一君) 現在の地方税法の中にございます遊園地と同様な趣旨において、この衆議院提案の地方税法改正法案の遊園地を解釈することが、税法の運営上適當である、こう考へております。

○委員長(岡本愛祐君) 次いで西郷君の御質問につきまして、衆議院側から答弁を願ひます。

○衆議院法制局参事(荒井勇君) 先程の西郷委員よりの御質問の点でござい

ますが、現行の入場税に関する七十五條の規定等を見ましても、入場又は利用に對しその入場者又は利用者これを課するといふような規定から、入場した、或いは利用したといふ事実が發生してないのに徴収するといふのは、言はば確定徴収ではなくて、暫定徴収といふたやうなものであらうかといふふうに考へるのであります。これは国税の場合におきまして、法人税の中間申告に伴う暫定とか、そういうたやうな未確定の要素を含めて、中間的に納付、或いは徴収するといふことはあり得るのであります。併しな

ら本當に確定的に徴収するといふのは、入場又は利用のあつたとき現在である。その意味で若しより多額に暫定徴収しておつたといふならば、この七十五條の入場又は利用といふ事実に對して課するといふ規定と解釈からいたしまして、特に規定はなくとも解釈はできるといふふうに思ひます。ただ尙念のために、まあはつきりさせたいといふ意味で、さういふふうに経過規定として入れるといふこととございませう、別にこちら側としても異存はございませう。

○西郷吉之助君 今の異存あるないは、こちらの参議院の考へですが、今の御説明で、さうすると確定徴収でないものは、その多く取つたものについて、現実入場の際に取るんだと、前売といふのは未確定の収入だからというお話でしたが、さうすると予約制度のものは、入場しなければ、先に前売を買つても入場しなければ、売つた方はそれについてそれだけ丸儲けといふこ

とになるのですか。

○衆議院法制局参事(荒井勇君) まあ特にその特別徴収義務者に対して還付の請求といふものがない限り、或いは業者の丸儲けといふやうな恰好になるかも知れないと思ひます。

○西郷吉之助君 さういふ場合があり得るから経過規定を明確にして置かないと、前売はした、それで現実入場して呉れさえしなければ、売つた方は丸儲けと、さういふやうな規定の設け方をすることは不合理じゃないか。さういふやうに考へるから確定規定が必要だと思ひます。さういふ現実に弊害があるから、ただ現実に入場しなければ、甚だ不適当だと考へる。さういふわけだから経過規定が必要じゃないかと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 他にこの法律案につきまして御質疑ございませうか。

「質疑なし」と呼ぶ者あり

○鈴木直人君 今までの西郷委員の質問に對する答弁では、どうも将来丸儲けといふやうなことで、入場税がいつも処理されるということとは、どうも實際と合わないと思ひます。従来といへども前売券をやつたものは、大体税務署等において判を捺して置いて、さうしてその範囲内において前売をやつておつて、さうしてその分については後に入場しなくても税を取るのだ。さういふやうな事實になつておつたのじゃないでしようか。それが今度の入場税の改正によつて、實際入場しなければ、その数だけきり税は課からないのだ。それ以上前売した場合に丸儲けになるのだといふことをそのままにし

て置いて、その改正法を通すといふことはどうかと思ひます。すけれども、もう一度お聞きしたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) この問題は金曜日の委員会におきまして、皆様からいろいろ御意見が出、どうしても附則に経過規定を設けて、業者が不当な利益を得るということがないようにしなければいかんといふことで、その修正案をまとめることの御委託がありました。今修正案を作つて見ましたが、お手許にお廻ししてございまして、これは趣旨を話しまして、参議院の法制局の方でアレンジをして貰ひましたから、一応岸田参議院の法制局の課長から説明をいたさせます。

○法制局参事(岸田實君) それでは御指示によりまして、前売発売に關連する地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案を御説明申し上げます。その前に案を大體朗讀いたして置きたいと思ひます。

「地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第三項を第五項とし、以下二項ずつ繰下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 昭和二十五年三月一日以後の地方税法第七十五條第一項に規定する場所への入場又は場所の設備の利用に對する入場税及び入場税附加税を昭和二十五年二月二十八日以前に徴収した特別徴収義務者は、当該入場税及び入場税附加税を、この法律の改正規定にかかわらず、なお、従前の規定による税額により條例で定める期日までに当該都道府県に納入しなければならぬ。

4 前項に規定する入場税及び入場

税附加税を特別徴収義務者に拂い込んだ者は、その拂い込んだ入場税及び入場税附加税の合計額と改正後の規定による入場税額との差額に相當する金額の還付を、條例の定めるところにより当該都道府県に請求することができ

る。そこで第一に昭和二十五年三月一日以後に開催されます興行につきまして入場或いはその場所の設備の利用をいたしましたならば、今回の地方税法の改正によりまして減税された新税が適用されることになるわけでございますが、この三月一日以後の入場につきましては、すでに二月二十八日以前に前売券の発売、その他これに準ずる方法によりまして、従来の入場税及び入場税附加税を徴収義務者が徴収しております場合にございまして、入場者からは現行の当該入場税及び入場税附加税をすでに受取つており、新たに三月一日以後その興行等を開催いたしまして、特別徴収義務者として都道府県に入場税を支拂ひます場合には、新しい減額された入場税を適用した税額だけを支拂ひばよろしいといふやうな形になるわけでございまして。そこで一面におきましては入場者と特別徴収義務者の關係におきまして、その税率の変更に伴う余つた金を返還する民事上の義務があるかどうかといふやうな問題もあ

七

る場所に入場する者、専ら交響楽、器楽、声楽等の純音楽を研究発表する、会場に鑑賞のため入場する者を加える、その修正案と今日お決めの願つた修正案との二つを出しまして、この前御出席を願つた方、及び今日御出席を願つた方を発議者として本審査のとき修正案を出して頂きます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(岡本愛祐君) それではさういふふうにお決め願います。
これで散会いたします。明日は一時から開会いたします。

午後三時四十六分散会
出席者左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
委員 黒川 武雄君
岩本 哲夫君
林屋龜次郎君
西郷吉之助君
島村 軍次君
鈴木 直人君
濱田 寅藏君

衆議院議員

地方行政
委員長 中島 守利君
政府委員 地方自治
政務次官 小野 哲君
総務府事務官兼
法務府事務官
(地方自治庁長官)
連綿行政部長 高辻 正己君
法制意見総務室
主 幹 佐々木 俊一君
(総務府事務官)
財政部長 鈴木 俊一君
参議院法制局側
参事(第一部 第二課長) 岸田 實君

衆議院法制局側

参事(第一 第二課) 荒井 勇君

二月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、住民税の高度累進制実施等に関する請願(第八三六号)
- 一、門司市外四市の警察吏員の定員増加に関する請願(第八四七号)
- 一、映画、演劇入場税軽減実施期日に関する請願(第八六一号)
- 一、私鉄に対する租税免除の請願(第八七四号)
- 一、遊興飲食税撤廃に関する請願(第八八五号)
- 一、姫路市自治体警察吏員の定員増加に関する請願(第九一七号)
- 一、地方公務員法制定反対に関する請願(第九三六号)
- 一、電気ガス税を市町村税とするの陳情(三通)(第一五三三号)
- 一、自動車税の改正に関する陳情(第一五六号)
- 一、新聞事業の附加価値税免除に関する陳情(第一六九号)

第八三六号 昭和二十五年二月十日受理

住民税の高度累進制実施等に関する請願

請願者 名古屋市中区南鍛冶屋町一ノ二ノ四全日本金
属産業労働組合協議会
東海支部内 小寺徳夫
紹介議員 中野重治君
新地方税法によれば、市町村税負担額は従来の平均より三・五倍となり、わずかに減税となる国税にかわつて勤労者の税負担を益々増大するばかりで

なく、均等割を実施する結果、上に軽く下に重くなり、勤労者の生活を益々貧困化させることになるから、地方税については従来以上の高度累進課税を実施せられたいとの請願。

第八四七号 昭和二十五年二月十一日受理

門司市外四市の警察吏員の定員増加に関する請願

請願者 福岡県小倉市長 濱田 良祐外二十九名
紹介議員 岡本愛祐君

門司、小倉、八幡、戸畑および若松の五市は、北九州における文化、交通、産業等の中枢地域であるが、最近人口がいちじろし増加し、現在では合計六十二万八千七十三人に達しており、また行政区画は各々自治体として独立しているが、実態は一個の都市形態をなしており、現在の五市警察吏員では治安の維持が難しいばかりでなく、北九州の地理的位置より見て、密入国者増加の傾向にある等各種の情勢にかんがみ、現在の定員をさらに百八十名増加せられたいとの請願。

第八六一号 昭和二十五年二月十三日受理

映画、演劇入場税軽減実施期日に関する請願

請願者 東京都中央区築地三ノ六日本映画連合会内
大谷竹次郎外一名
紹介議員 浅岡信夫君
国民の税負担を軽減し、あわせて映画、演劇の製作、興行両面の刷新、打開を図り、もつて文化の進展、向上を期するために、映画、演劇入場税率の

軽減を三月一日より実施せられたいとの請願。

第八七四号 昭和二十五年二月十三日受理

私鉄に対する租税免除の請願

請願者 東京都丸ノ内区有楽町三
日本交通協会内私鉄経
営者協会内 村上義一
紹介議員 早川慎一君

私鉄は、その根本的性格が国有鉄道と同様であるばかりでなく、同一の社会政策的、物価政策的運賃を強要されており、かつ典型的公益事業である。しかるに国有鉄道および公有軌道が租税を免除されているにもかかわらず私鉄にはこの特典がなく、何等の恩恵が認められていない上、今回の地方税制改革案によれば、従来の十三倍に達する事業税を課税されることになり、事業経営に致命的打撃を受けるから、私鉄に対する国税および地方税を免除するかまたは地方税の増徴額および資産再評価による減価償却増加額を、廃止される通行税額の範囲内に限定されたいとの請願。

第八八五号 昭和二十五年二月十四日受理

遊興飲食税撤廃に関する請願

請願者 横浜市中区伊勢佐木町二ノ六九 振吉忠雄
紹介議員 中野重治君
現行の遊興飲食税は、不景気と競争のばげしい折から、とても負担に堪えないから、業者の窮状を救うため、すみやかに本税を撤廃せられたいとの請願。

第九一七号 昭和二十五年二月十五日

日受理
姫路市自治体警察吏員の定員増加に関する請願

請願者 兵庫縣姫路市役所内姫路市公安委員会内 岡田松治

姫路市は、兵庫縣西部における政治、経済、文化、交通等の中心地で、附近の小都市、農村はもと論、遠く岡山、鳥取両県よりの物資集散は極めて多量に上り、従つて警察対象も日と共に累増しており、一方近く予定されている日本製鉄広畑工場の再開によつて、人口は五万人の増加となり、現在の定員三百六十三名では到底治安の確保が期されないから、姫路市の自治体警察吏員の定員を五百十九名に増加せられたいとの請願。

第九三六号 昭和二十五年二月十六日受理

地方公務員法制定反対に関する請願

請願者 山形県庁内山形県教員組合内 田中新治
紹介議員 小杉繁安君 安達良助 君 尾形六郎兵衛君

近く国会に提出されようとしている地方公務員法案によると、団体交渉権および団体協約締結権が保障されず、また政治活動の自由も極度に制限されているが、このような規定は、憲法に保障された基本的人権を無視するものであるから、同法の制定を取り止められたいとの請願。

第一五三三号 昭和二十五年二月十日受理

電気ガス税を市町村税とする陳情(三通)

陳情者 横浜市議会議長 小澤二
郎外五名

近く国会に提出される地方税法改正案
によれば、府県は附加価値税、入場税
および遊興飲食税を、市町村は市町村
民税および固定資産税を夫々主要税種
とし、電気ガス税は府県税となつてい
るが、電気ガスの消費量は都市方面に
偏在しているから、これを府県税の税
源とするのは不適当であるから、市町
村財政の資金操作の面も考慮せられ
て、比較的徴収の容易な電気ガス税は
市町村の独立税とせられたいとの陳
情。

第一五六号 昭和二十五年二月十三
日受理

自動車税の改正に関する陳情

陳情者 千葉県夷隅郡東村山田
三上義雄外十九名

自動車は、経済、文化、産業の発達に
密接な関係があり、自動車の発達に
その国の文化を物語るといわれてい
る。しかるに自動車に対しては、自動
車取得税、自動車税、ガソリン税等そ
の負担が極めて大きいにもかかわらず、
今回の自動車税改正は、現行の二
倍ないし四・五倍に増額される由であ
るが、万一これが実施されると自動車
利用の事業に重大な影響を與えるか
ら、自家用、営業の区別を撤廃するこ
とにも、自動車税の年額を普通貨物自
動車三千円、普通乗用車二千円、小型
四輪自動車千円、同三輪自動車七百
円、二輪自動車五百円、軽自動車三百
円以内に決定せられたいとの陳情。

第一六九号 昭和二十五年二月十六
日受理

新聞事業の附加価値税免除に関する陳
情

陳情者 香川県高松市天神前四国
新聞社内 高畑喜徳外十
五名

今回の税制改革案によれば、新聞事業
に対しても新たに附加価値税が課され
ることになつてゐるが、新聞は公益を
主とする国民生活の必需文化財であつ
て、その販売価格もいちじるしく低い
ため、従来から物品税、新聞広告税等
が免除されてゐた。また新聞事業の特
殊性より、人件費、取材費、旅費等の
経費が大きく、ことに発行部数に限り
ある地方新聞は、製作単価が割高であ
るから、税負担の加重は、地方言論機
関の発達を阻むことになるから、これ
らの見地より新聞事業に対する附加価
値税を免除されたいとの陳情。

二月二十五日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。

一、地方税法の一部を改正する法律
案(案)

地方税法の一部を改正する法律
案

地方税法の一部を改正する法律
案
地方税法(昭和二十三年法律第百
十号)の一部を次のように改正する。
第十條第四項中「(物件の取得に対
するものを除く。)」を削る。
第三條中「地方税(釐産税、入
場税、酒消費税、電気ガス税、木材
引取税及び遊興飲食税並びにこれら
の附加税を除く。)」を「地方税(釐
産税、酒消費税、電気ガス税、木材
引取税、遊興飲食税及びこれらの附
加税並びに入場税を除く。)」に改め、

第二十号から第二十四号までを次の
ように改める。

二十から二十三まで 削除

第二十四 住宅組合の事業

第三十六條第二項第二号及び第四
十四條第一項第一号中「入場税附加
税」を削る。

第四十六條第一項第十六号を次の
ように改める。

十六 削除

第七十六條を次のように改める。

(入場税の賦課率)

第七十六條 入場税は、賦課率百分
の百によりこれを課さなければなら
ない。但し、博覧会場、展覽會
場、遊園地その他これらに類する
場所に入場する者又は運動競技で
学生、生徒若しくはその競技をな
すことを業としない者の行うもの
について、観覧のため競技場に入
場する者から料金を徴収する場合
においては、賦課率は、百分の四
十とする。

第八十三條第一項中「又はその取
得」及び「又はその取得者」を削る。

第八十四條中「又はその取得」及
び「又は取得者」を削る。

第八十六條第一項中「又はその加
入」及び「又はその加入者」を削り、
同條第二項中「加入者とは、新た
に使用者となつた者」を削る。

第八十八條及び第八十九條を次の
ように改める。

第八十八條及び第八十九條削除

第九十二條中「又はその取得」及
び「又はその取得者」を削る。

第九十九條第六号を次のように改
める。

六 削除

同條第十五号を次のように改め
る。

十五 削除

第一百一條第一項中「入場税附加税
の賦課率は、これを本税の百分の二
百と」を削る。

同條第二項中「及び不動産取得税
附加税」及び「不動産取得税附加
税にあつては不動産の価格の百分の
二十」を削る。

第八十八條第一項中「又はその取得」
及び「又は取得者」を削る。

第九十條中「又はその取得」及び
「又は取得者」を削る。

第一百一條中「又はその取得」及
び「又は取得者」を削る。

第一百六條中「入場税にあつては
三倍、」を削り、同條中「その他の
税」の下に「(入場税を除く。)」を加
える。

第二百二十二條第一項第七号を削
る。

第二十六條の二第六項中「入場
税、酒消費税、木材引取税、遊興飲
食税及び入場税並びにこれらの附加
税」を「酒消費税、木材引取税、遊
興飲食税、入場税及びこれらの附加
税並びに入場税」に改める。

第二百二十七條第一項中「入場税に
あつては三倍、」を削り、同項中「そ
の他の税」の下に「(入場税を除く。)
」を加える。

第三百三十四條の二を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
し、昭和二十五年三月一日から適
用する。

2 昭和二十五年二月二十八日まで
の入場税、船舶の取得に対する船
舶税、自動車の取得に対する自動
車税、電話の加入に対する電話
税、不動産取得税、漁業権の取得
に対する漁業権税及びこれらの附
加税並びに舟の取得に対する舟
税、自転車の取得に対する自転車
税、荷車の取得に対する荷車税及
び金庫の取得に対する金庫税につ
いては、なほ従前の例による。

3 この法律施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお
従前の例による。

4 郵便貯金法(昭和二十二年法律
第四百四十四号)の一部を次のよう
に改正する。

第十二條第四項中「及び地方税法
(昭和二十三年法律第百十号)による
不動産取得税」を削る。

5 当せん金附証票法(昭和二十三
年法律第百四十四号)の一部を次
のように改正する。

第十三條中「及び地方税法による
不動産取得税」を削る。

昭和二十五年三月十日印刷

昭和二十五年三月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所